

Q&A

- Q1** 地籍調査の費用は誰が負担するのですか？
A 調査の費用は国、県、市で負担します。土地所有者の負担はありませんが、現地立会の際の交通費などは負担していただきます。
- Q2** 立会はいつ頃行うのですか？
A 今年の秋から冬にかけて行う予定です。一か月ほど前にあらためて通知を送付します。
- Q3** なぜ立会を行うのですか？
A 境界を正確に調査し測量するために、境界の位置を土地所有者に確認していただく必要があるため立会をお願いしています。
- Q4** 立会の日程はどのようにして決めるのですか？
A 市の方で決めさせていただきます。土地所有者の皆さんに立会日時の記載された文書を通知します。
- Q5** 立会の日都合がつかない場合や、共有地であって共有名義人の都合がつかない場合は、どうしたらよいのでしょうか？
A 市役所へご連絡ください。ご都合のよい日に再度日程調整をします。また、土地を所有しているご本人が立会うことができない場合は、委任していただくことも可能です。その場合は、委任状が必要です。
- Q6** 同居の家族でも委任状は必要でしょうか？
A 本人以外の方が立会う場合は、同居の家族でも委任状は必要です。
- Q7** 遠方に住んでいて現地立会に行くことが難しいなどの事情がある場合はどうすればよいのですか？
A 事情が認められる場合に限り、図面や写真などの資料を郵送しご確認していただくという方法もございます。図面等調査をご希望される方は、市にご事情をご相談ください。
- Q8** 市役所の人立会いますか？
A 原則、立会います。ただし、立会の日程や時間によっては、調査会社のみで立会を行う場合もあります。
- Q9** 境界はどのようにして確認するのですか？
A すでに道路境界の図面（道路境界確定図等）がある場合は、事前に調査会社が現地調査を行い、立会時に説明を行い確認します。図面がない場合は、現地立会を行ったうえで、土地所有者全員の承諾を得て境界を決めます。
- Q10** 過去に道路境界の立会をして決まっているが、また立会は必要ですか？
A 令和2年度に法令等の一部が改正され、街区境界調査では官民境界上の筆界を調査し、現地確認することになったため、立会していただくことは必要です。